市町村優先の事務配分の流れ（イメージ）②（河川管理の例その１）

資料２－②

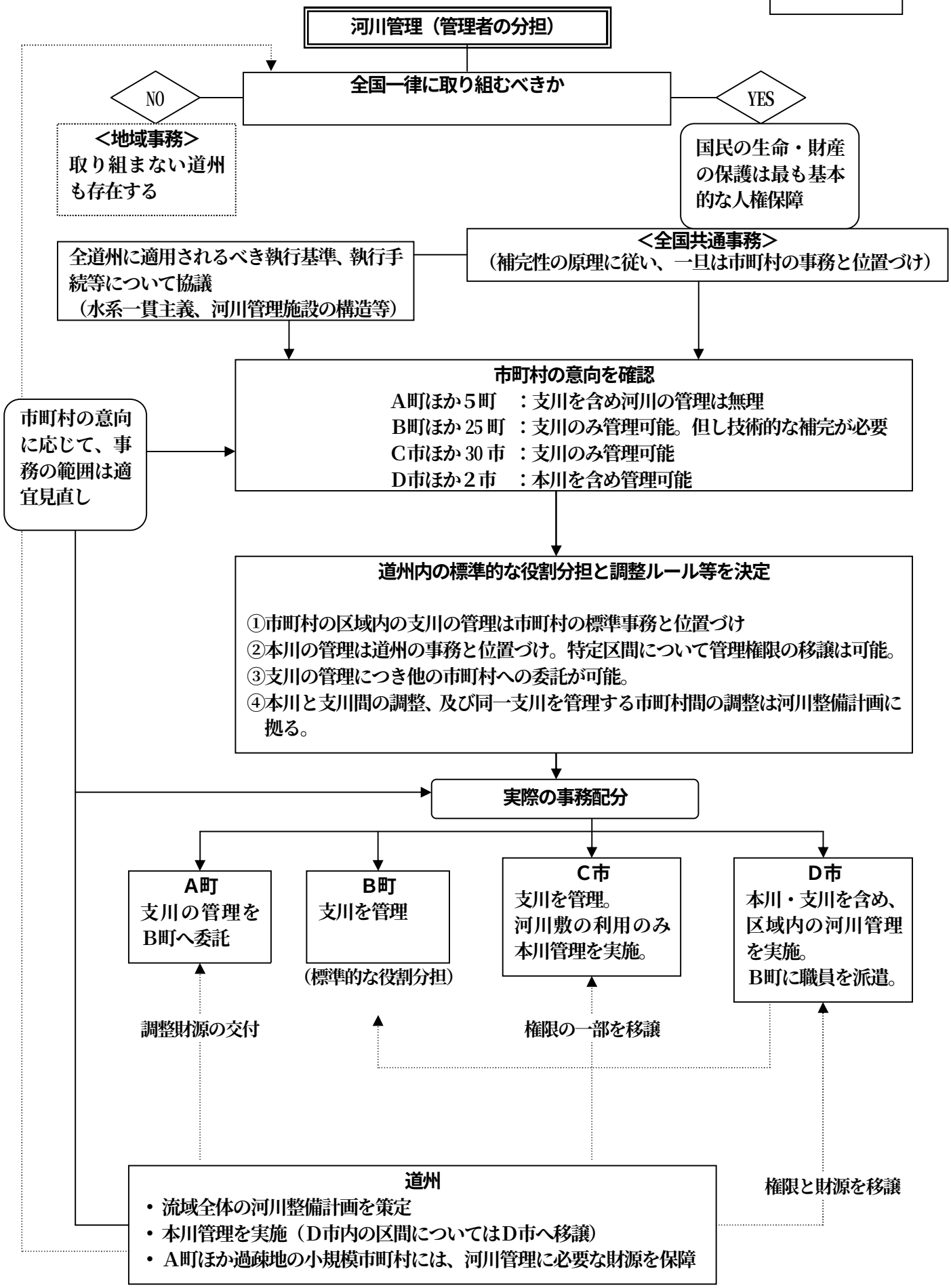

市町村優先の事務配分の流れ（イメージ）②（河川管理の例その２）

資料２－③

河川管理（森林保全）

全国一律に取り組むべきか

NO

YES

＜全国共通事務＞
＊保全面積を各道州に割り振り

森林保全の理念のみ共有。全国一律で適用されるべき執行基準、執行手続等はなし

＜地域事務＞
（補完性の原理に従い、一旦は市町村の事務と位置づけ）

市町村の意向に応じて、事務の範囲は適宜見直し

市町村の意向を確認

（市町村の意向）A町ほか10町：間伐の促進、保安林の指定まで
B町ほか20町：景観保護も兼ねて里山を保全
C市ほか30市：大規模な森林なし
D市ほか２市　：大規模な森林なし。上流域の森林保全に一定の負担を行う意思はある。

道州内の標準的な役割分担と調整ルール等を決定

①森林保全は基本的に道州の事務と位置づけ
②林業の振興、保安林の指定・解除、景観保護、急傾斜地の保全など市町村の担う事務について、森林の保全に配慮する義務を確認
③流域全体の森林保全について河川整備計画に盛り込む。
④森林の保全は道州民の責務とし、負担は道州全体に求める。

実際の事務配分

A町
森林整備を促進（間伐、林業の担い手確保等）。道州が砂防・治山工事を実施。

B町
自然公園を設置し、伐採を抑制。

C市
なし

D市
なし（ＮＰＯ法人がＡ町の間伐に協力）

保安林保護条例を制定

森林保全交付金　　森林保全交付金

道州

- 流域全体の河川整備計画を策定
- 上流域での森林保全事業（砂防・治山工事、道州有林の保全）を実施
- 道州全域に森林保護税を課税。A町ほか上流域の市町村に森林保全交付金として重点的に交付。（森林面積や造林面積で交付額を決定）

道州間での財源調整
＊森林保全面積に応じて、小の道州→大の道州へ調整財源を設ける